

医療法人徳洲会 緩和ケア訪問看護ステーション札幌 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人徳洲会が開設する緩和ケア訪問看護ステーション札幌（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人徳洲会 緩和ケア訪問看護ステーション札幌
- (2) 所在地 札幌市清田区平岡5条1丁目5番10号

(職員の職種及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種及び職務内容は次のとおりとする。なお、人員は、別に定める。

- (1) 管理者 / 看護師 常勤1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師等 / 看護職員 (常勤) 看護師9名 (うち管理者1名)
(非常勤) 看護師1名
看護師等は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。
- (3) その他 (常勤) 事務員1名

(営業日及び営業時間、休業日)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
ただし、祝祭日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割（一定の所得以上の方は2割または3割）を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。
- (2) 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を徴収するものとする。

2. 次にあげる指定訪問看護を提供したときは、その他の利用料として、その金額の支払いを利用者から受けるものとする。

<医療保険によるその他利用料（自費）・以下、税別料金>

- (1) 超過料金 1時間30分を超えた場合、

1) 日中	午前8時～午後6時	30分毎に	1,500円
2) 早朝/夜間	午後6時～午前8時/午後6時～午後10時	30分毎に	1,700円
3) 深夜	午後10時～午後6時	30分毎に	2,000円
- (2) 休日料金 営業日以外の日に訪問した場合 1回につき 3,200円
- (3) 交通費（ステーション車を利用した場合）

ステーションからの走行距離			
片道4km未満			200円
片道4km以上8km未満			300円
片道8km以上12km未満			400円
片道12km以上			600円
- (4) 死後の処置料金 指定訪問看護に連続した場合 10,000円
- (5) キャンセル料金 当日・訪問時のキャンセルの場合 3,000円

<介護保険によるその他の利用料（自費）・以下、税別料金>

- (1) 超過料金 1時間30分を超えた場合
- | | | | |
|----------|----------------------|-------|--------|
| 1) 日中 | 午前8時～午後6時 | 30分毎に | 1,500円 |
| 2) 早朝/夜間 | 午後6時～午前8時/午後6時～午後10時 | 30分毎に | 1,700円 |
| 3) 深夜 | 午後10時～午後6時 | 30分毎に | 2,000円 |
- (2) 外泊時訪問料金
- | | | |
|---------------------|----------------------|------------------|
| 1) 午前8時～午後6時までの基本料金 | 1日 | 5,000円 |
| 2) 早朝/夜間 | 午後6時～午前8時/午後6時～午後10時 | : 25%増 (基本料金に加算) |
| 3) 深夜加算 | 午後10時～午前6時 | : 50%増 (基本料金に加算) |
- (3) 交通費 通常事業の実施区域を越えて訪問看護を行った場合 一律500円
- (4) 死後の処置料金 指定訪問看護に連続した場合 10,000円
- (5) キャンセル料金 当日・訪問時のキャンセルの場合 3,000円

(通常の実施地域)

第8条 通常事業の実施地域は、白石区・豊平区・清田区・厚別区とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
2. 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
3. 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第10条 事業所は、利用者に事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
2. 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
3. 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(相談・苦情に対する方針)

- 第11条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
2. 事業所は前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(個人情報の保護)

- 第12条 利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）」及び厚生労働省が策定する「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者の人権を擁護し、又は虐待の発生若しくはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護師等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第 14 条 管理者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 看護師等に対し、業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(就業環境の確保)

第 16 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回以上、関係研修会等に参加する
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人徳洲会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. 平成 31年 9月 1日 から施行する
2. 令和 5年 8月 1日 改定
3. 令和 6年 4月 1日 改定